事業群評価調書（令和８年度実施）

基本戦略名	2-3 安心して生活できる環境づくりを推進する	事業群主管所属・課(室)長名	警察本部　交通企画課	奥野　勝	
施策名	1　犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくり	事業群関係課（室）	交通・地域安全課、道路維持課、交通指導課、交通規制課、運転免許管理課		
事業群名	②　交通安全対策の推進	令和７年度事業費（千円）	※下記「２．令和７年度取組実績」の事業費（R7実績）の合計額		2,289,509

１．計画等概要

（長崎県総合計画みんなの未来図2030　本文）

交通事故の起きにくい安全で住みやすい地域の実現のため、市町をはじめ、関係機関・団体と緊密に連携し、総合的な交通安全対策を推進することで交通事故の減少に向けて取り組みます。

（取組項目）

ⅰ）交通安全運動、交通安全教育等の推進
ⅱ）交通指導取締りの推進
ⅲ）交通安全施設の整備
ⅳ）運転免許行政の推進

事業群	指標		基準年	R8	R9	R10	R11	R12	最終目標（年）
	交通安全教育等の実施回数	目標値①		7,300回以上	7,300回以上	7,300回以上	7,300回以上	7,300回以上	7,300回以上/年（R12年）
		実績値②	7,111回（R6年）						進捗状況
		達成率②／①							—

（進捗状況の分析）

令和７年中の交通安全教育等の実施回数は、6,866回（達成率94%）となっており、総合計画の目標値と比較すると僅かに達成できていない。

令和８年の交通安全教育等の実施回数は、６月末で3,784回であり、順調に推移している。本年６月から交通事故歴のある高齢運転者に対する交通安全教育の方法を見直すなど、重点的な交通安全教育に取り組んでいるほか、関係機関・団体と連携したキャンペーンや広報啓発活動により、アウトリーチ的な交通安全教育を推進し、交通事故の抑止を図る。

２．令和７年度取組実績（令和８年度新規・補正事業は参考記載）

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 / 事業期間 / 所管課(室)名	事業費（単位:千円） R6実績	R7実績	R8計画	うち一般財源	人件費（参考）	事業実施の根拠法令等 法令による事業実施の義務付け	県の裁量の余地がない事業	他の評価対象事業（公共、研究等）	事業概要 令和７年度事業内容及び実施状況（令和８年度新規・補正事業は事業内容） / 事業対象	指標（上段：活動指標、下段：成果指標） 主な指標	R6目標	R7目標	R8目標	R6実績	R7実績	達成率	令和７年度事業の成果等
取組項目ⅰ	○	1	交通安全教育推進事業	28,232	25,744	36,088	25,467	193,158	24,572	199,814	33,813	209,024	●事業内容 道路交通法の規定に基づく安全運転管理者に対する法定講習や、地域交通安全活動推進委員による交通安全広報活動の推進及び関係機関・団体と連携したあらゆる世代に対する交通安全教育を実施。 ●実施状況 安全運転管理者等6,110人に対して法定講習をオンラインで実施したほか、地域交通安全活動推進委員196人による交通安全活動等を通じて、県民の交通安全意識の高揚を図った。このほか、歩行者及び運転者に対する参加・体験・実践型の交通安全教育を関係機関、団体と連携し、アウトリーチ的に行うとともに、キャンペーンでの呼びかけ、広報誌やＳＮＳでの情報発信、デジタルサイネージ等の各種広報媒体を活用した広報啓発活動を実施した。	【活動指標】 -R7：交通安全教育実施回数（回）	7,000 7,000			6,502 6,866		92% 98%	●事業の成果 ・活動指標、成果指標のいずれも目標を達成できてはいないが、オンライン講習をはじめ各種機会を捉えた幅広い世代に対する講習や出前型講習の新規開拓、SNS等の活用といった新たな取組を積極的に実施した結果、前年に比べて実施回数は364回、受講人数は2万6,156人増加した。
			—						道路交通法第108条の27				R8-：安全運転管理者講習受講率（%）	100					
													【成果指標】 -R7：交通安全教育受講者数（人）	420,000 420,000			356,690 382,846		84% 91%	
			交通企画課	○			—		—			幼児から高齢者までの運転者・歩行者	R8-：安全運転管理者選任事業所の交通事故率（%）	0.42以下					

取組項目i	○	2	交通安全対策推進費	8,459	8,459	5,519	●事業内容 交通安全対策基本法等に基づき、「長崎県交通安全実施計画」を策定するほか、県民の交通安全意識の高揚を図るため、県内児童・生徒向けの交通安全図画コンクールを開催。 ●実施状況 交通安全対策会議幹事会を開催し、当該年度の「長崎県交通安全実施計画」を策定した。また、県内の小、中、高等学校等の児童・生徒から交通安全図画を募集し、優秀作の公共施設等への掲示等を行った。	【活動指標】 交通安全実施計画の策定	策定	策定	―	●事業の成果 ・長崎県交通安全対策幹事会を開催し、当該年度の「長崎県交通安全実施計画」を策定し、総合的な交通安全対策を推進した。
				8,597	8,597	5,640			策定	策定	―	
				9,682	9,682	5,716			策定			
			S46-	交通安全対策基本法第16条、第25条				【成果指標】 -R7：指標なし	―	―	―	
									―	―	―	
			交通・地域安全課	○	―	―	県民全体、関係機関・団体	R8-：年間のこどもの交通事故死者数（人）	1以下			
		3	交通安全運動推進費	1,171	1,171	5,124	●事業内容 四季の交通安全運動を通じて、様々な交通事故防止策を実施。また、交通死亡事故が多発した場合には、県下全域または特定地域に警告を発し、総合的かつ集中的な対策を実施。 ●実施状況 市町、関係機関・団体が一体となり、四季の交通安全運動及びスローガン等を周知するポスターを作成するとともに、新聞、ラジオ等で広く県民に周知を図った。	【活動指標】 交通安全運動ポスター配布数（枚）	27,000	30,180	111%	●事業の成果 ・交通安全運動期間中の交通事故件数は前年より14件増加したほか、年間でも発生件数、負傷者数及び死者数の全てが増加したが、交通死亡事故多発警報の発令はなかった。
				897	897	5,237			27,000	28,900	107%	
				1,072	1,072	5,307			28,000			
			S51-	―				【活動指標】 警報発令時の集中的な広報活動の実施	目標値無し	※発令無し	―	
									目標値無し	※発令無し	―	
									目標値無し			
								【成果指標】 交通安全運動期間中の交通事故件数（件）	314以下	239	100%	
									239以下	253	94%	
									253以下			
								【成果指標】 発令期間中の交通死亡事故件数（件）	0	※発令無し	―	
									0	※発令無し	―	
			交通・地域安全課	―	―	―	県民全体、関係機関・団体		0			
		4	交通安全指導員等育成費	75,814	37,923	3,942	●事業内容 各地域における交通事故の抑止のため、（一財）長崎県交通安全協会に対して補助金を交付し、協会が実施する交通安全指導員の設置及び活動事業を促進するとともに、指導能力向上のための研修会を実施。併せて、市町が委嘱している交通指導員に対しても交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を実施。 ●実施状況 （一財）長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員新任研修会等通じて指導力の向上を図った。また、交通指導員研修会を開催し、交通指導員の能力向上を図った。	【活動指標】 交通安全指導員研修会開催数（回）	2	2	100%	●事業の成果 ・交通安全指導員、市町交通指導員研修により、交通安全指導に関する資質、交通安全リーダーとしての意識等の向上が図られ、これによってこどもの交通事故抑止につながった。令和７年中、こども被害の交通死亡事故を１以下に抑えた。
				75,404	32,970	4,028			2	2	100%	
				84,931	42,498	4,083			2			
			S48-	交通安全指導員設置費補助金実施要綱				【活動指標】 研修会開催回数（回）	7	7	100%	
									7	7	100%	
									7			
								【成果指標】 年間のこどもの交通事故死者数（人）	1以下	0	100%	
									1以下	1	100%	
									1以下			
			交通・地域安全課	―	―	―	交通安全推進関係団体、市町					
		5	交通安全母の会育成費	428	428	1,577	●事業内容 交通安全対策基本法等により策定した交通安全実施計画に基づき、「交通安全は家庭から」をスローガンに交通安全活動を実践する交通安全母の会に対して補助金を交付。 ●実施状況 長崎県交通安全母の会連合会に補助金を交付するとともに、団体の活動の活性化を図った。	【活動指標】 交通安全推進イベント開催回数（回）	1	1	100%	●事業の成果 ・交通安全キャラバン、ストップマーク整備事業を展開したことで、こどもの交通事故を抑止した。また、高齢者世帯訪問事業も併せて実施した。
				407	407	1,611			1	1	100%	
				320	320	1,633			1			
			S53-	長崎県交通安全母の会連合会補助金実施要綱				【成果指標】 年間のこどもの交通事故死者数（人）	1以下	0	100%	
									1以下	1	100%	
									1以下			
			交通・地域安全課	―	―	―	交通安全推進関係団体					
		6	高齢者交通安全教育事業費	790	790	3,154	●事業内容 高齢者を交通事故の被害者及び加害者にしない対策として、高齢者を中心とした交通安全教育・啓発のための講習会を開催することとし、3か年で県内21市町を網羅できるよう年７市町以上において開催。 ●実施状況 目標である７市町で開催し、シミュレータ機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を開催した。	【活動指標】 講習会の開催数（市町）	7	7	100%	●事業の成果 ・講習会の実施により高齢者の交通安全に対する意識向上を図った結果、令和7年中の高齢者関連事故件数は1,049件であった。
				630	630	3,223			7	7	100%	
				659	659	3,266			7			
			R6-8	―				【成果指標】 高齢者関連事故件数（件）	1,073以下	1,071	100%	
									1,073以下	1,049	100%	
									1,049以下			
			交通・地域安全課	―	―	―	高齢者					

取組項目ii	○	7	交通秩序の維持事業	325,950	300,951	2,086,106	●事業内容 交通死亡事故などの重大事故抑止を目的として、交通事故実態の分析に基づいた交通指導取締りや悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを実施。 ●実施状況 令和６年中の交通事故発生状況を分析した結果、交差点及び交差点付近における交通事故が全事故の半数以上を占めたことから、横断歩行者妨害や信号無視などの交差点関連違反の取締りを重点的に実施した。また、重大事故につながりやすい飲酒・無免許運転などの悪質で危険性の高い違反についての交通指導取締りも強化した。	【活動指標】 悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りの実施による検挙件数（件）	数値目標なし	13,577	—	●事業の成果 ・交差点関連及び悪質・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進し、交通安全秩序の維持を図った。
				310,348	287,847	2,110,129			数値目標なし	12,644	—			
				387,390	358,703	2,090,240			数値目標なし					
				警察法第２条										
			—											
			交通指導課	○	—	—	車両の運転者、歩行者等		【成果指標】 交差点関連違反を原因とする事故及び飲酒・無免許運転による事故の合計件数（過去３年間の平均以下の件数）	666以下	661	100%		
										672以下	716	93%		
										698以下				
取組項目iii	○	8	交通安全施設整備事業	1,108,881	551,954	143,488	●事業内容 交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化に資するため、交通の安全を確保する必要がある道路について交通環境を改善するための施設整備を実施。 ●実施状況 主に交通管制センターが信号機を管理する地域において、信号機の更新を行った。また、バリアフリーに対応した音響式信号機、エスコートゾーン及び横断歩道の新設・更新を行うなど、交通安全施設の整備を推進した。	【活動指標】 歩行者支援型交通信号機の整備(基)	20	18	90%	●事業の成果 ・交通弱者を重点対象とするバリアフリー対応型の交通安全施設の整備を推進し、信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故抑止を図った。
				1,181,288	483,969	149,055				7	7	100%		
				1,241,698	533,196	160,851				7				
				道路交通法第４条					【成果指標】 信号交差点における高齢者、障害者等の交通事故発生件数(件)	29以下	29	100%		
			—							29以下	38	76%		
			交通規制課	○	—	—	道路利用者			29以下				
		9	交通安全確保業務	6,712	0	0	●事業内容 交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を実施。 ●実施状況 会計年度任用職員によるパトロールや適正な特殊車両通行許可審査を行った。		【活動指標】 パトロール実施回数（各振興局ごとの平均回数）	36	37	102%	●事業の成果 ・会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占用防止等を目的としたパトロールの実施並びに適正な特殊通行許可審査を行い、道路交通の安全を確保した。
				6,737	0	0				36	40	111%		
				7,187	0	0				36				
				道路法第42条 道路法施行令第35条の２					【成果指標】 不法占有物件に起因する事故の発生件数（件）	0	0	100%		
			H15-							0	0	100%		
			道路維持課	○	—	—	道路利用者			0				
取組項目iv	○	10	運転免許行政の推進	694,019	694,019	654,372	●事業内容 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とした運転免許の付与及び取消し等の行政処分の実施。 ●実施状況 運転免許保有者等からの安全運転相談において、相手の立場に応じた助言や対応を行うとともに、悪質・危険な運転者に対しては、早期に運転免許取消しなどの行政処分を行った。	【活動指標】 安全運転相談による聞き取り件数（件）	1,500	1,746	116%	●事業の成果 ・適正な運転免許行政を推進した結果、運転免許保有者や新規取得者の安全運転意識の高揚が図られた。また、悪質・危険な運転者に対して早期に行政処分を執行し、道路交通上の危険を防止した。
				679,457	647,757	654,229				1,500	1,649	109%		
				728,601	703,301	662,182				1,500				
				道路交通法第101条、第103条ほか					【成果指標】 運転免許人口１万人当たりの交通事故発生件数（件）	32以下	29	100%		
			—							31以下	30	100%		
			運転免許管理課	○	—	—	運転免許新規取得者、保有者			30以下				

３．実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

ⅰ　交通安全運動、交通安全教育等の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
各季交通安全運動における関係機関・団体と連携した広報啓発や安全運転管理者講習や対象に応じた交通安全教育等を推進した結果、事業群の最終目標である年間の交通人身事故発生件数の目標値を達成した。 令和７年の死亡事故の内容を分析すると、高齢運転者及び歩行者の事故が多い結果となったことから、今後の課題としては、歩行者及び高齢運転者の交通事故抑止対策を強化して推進する必要がある。	令和７年中の死亡事故の分析結果を踏まえ、高齢運転者及び歩行者に対する更なる交通安全教育を推進するとともに、令和８年中に高齢者に対する交通安全教育の実施方法等を見直し、事故現場における指導や頻回事故者への交通安全教育を重点的に行う。このほか、車両運転者に対するハイビームの積極的活用及び信号機のない横断歩道の予告標示であるダイヤマークの周知を継続し、歩行者保護意識の向上を徹底するとともに、歩行者に対しては、徒歩による夜間外出時の反射材の着用推奨や参加・体験・実践型の交通安全教育を推進する。 また、交通安全キャンペーンや交通指導取締り等の街頭活動における指導のほか、交通情報板や新聞、ラジオ等による各種広報媒体を活用した広報啓発により県民の交通安全意識の向上を図る。

ⅱ　交通指導取締りの推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進したが、交差点関連違反を原因とした事故が全事故の半数以上となるなど依然として高い水準を占めた。一方で、飲酒・無免許運転による交通事故については30件（前年比－８件）と減少し、死亡事故も交差点関連違反を原因とした事故が５件（前年比－８件）と大幅に減少したほか、飲酒運転による事故は１件（前年比±０件）と横ばいであったが、引き続き、交通死亡事故を抑止するため、交差点関連違反及び悪質性・危険性の高い違反を重点に置いた交通指導取締りを推進する必要がある。	交差点関連及び悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを引き続き推進する。 特に、横断歩行者妨害や飲酒・無免許運転については、重大事故に結びつきやすいことから、引き続き横断歩行者妨害等の取締や飲酒・無免許運転の検挙活動を推進するとともに、街頭における警戒強化などの未然抑止活動を推進する。

ⅲ　交通安全施設の整備

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
交通安全施設整備事業として、道路交通実態に応じた交通規制、歩行者の安全確保に資する生活道路対策のゾーン30プラス、バリアフリー対応型の交通安全施設の整備、事故発生が懸念される交通環境の整備などの対策を推進し、交通事故の抑止に努め、交通安全施設整備事業の活動指標は達成したが、成果指標達成には至らなかった。 解決すべき課題としては、交通安全施設の老朽化に伴う、施設更新予算の確保、道路交通実態及び改正道路交通法施行令に対応した交通規制の新設及び廃止予算の確保、継続的な歩行者の安全確保に資する生活道路対策及びバリアフリー対応型の交通安全施設の整備及び更新が挙げられることから、課題を解決しながら、更なる交通事故抑止対策を図っていく必要がある。	人口減少等による県の財政が厳しい中、更なる交通事故抑止対策を図るには、道路交通実態を継続的に把握しながら、改正道路交通法施行に伴う対応、交通事故抑止耐用年数を超えた交通安全施設の長寿命化対策と優先順位に基づいた施設更新、利用頻度が高い地域や場所におけるバリアフリー対応型の交通安全施設の継続的な整備及び更新の予算確保を行っていくほか、道路管理者との連携強化による更なる生活道路対策を推進する必要がある。

ⅳ　運転免許行政の推進

●実績の検証及び解決すべき課題	●課題解決に向けた方向性
運転免許保有者に対する更新時講習等の機会において、交通事故情勢に応じた講習を実施し、安全運転意識の高揚を図ったほか、運転に不安を感じている方や一定の病気等に罹患しているおそれがある方に対しては、安全運転相談を行い、運転継続が困難な場合には、行政処分を実施し、必要に応じて自主返納を促した。 令和７年中の交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数は、令和元年以降最少を記録した令和６年と同水準を維持しているが、依然として高齢者が関連する交通事故の割合が高率であることから、引き続き、高齢運転者対策を始めとする交通事故抑止に向けた対策を推進する必要がある。	交通事故（特に高齢運転者が第１当事者となる交通事故）を抑止するため、認知機能検査及び運転技能検査を適正に実施するほか、運転免許更新時等における高齢者講習の充実を図り、運転に不安を感じている方や一定の病気等に罹患しているおそれのある方に対しては安全運転相談を実施して、必要な場合には運転免許証の自主返納を促す。

４．令和８年度見直し内容及び令和９年度実施に向けた方向性

取組項目	中核事業	事業番号	事務事業名 事業期間 所管課(室)名	令和８年度事業の実施にあたり見直した内容 ※令和８年度の新たな取組は「R8新規」等と、見直しがない場合は「―」と記載	令和９年度事業の実施に向けた方向性 事業構築の視点	見直しの方向	見直し区分
取組項目ⅰ	○	1	交通安全教育推進事業 ― 交通企画課	コロナ禍を経て、多人数を集めての大規模な交通安全講習会の開催が減少していることから、各種イベント、集会時等における交通安全教育の時間を設けてもらうようアウトリーチ的に提案することで教育の機会を増やすとともに、SNSを活用した情報発信、デジタルサイネージ等の各種広報媒体の積極活用を行うこととした。 また、本年度は、交通安全教育の更なる推進のため、これまで事務事業の指標としていた「交通安全教育の実施回数」を事業群の指標にすることとし、新たな事務事業の活動指標として「安全運転管理者講習受講率」を、成果指標として「安全運転管理者選任事業所の交通事故率」を設定することとした。	②	交通安全教育等は、対象者の特性に合わせて実施する必要があるため、より実践的で効果的に安全意識の高揚が期待できる安全教育、広報啓発活動を継続的に実施するとともに、関係機関・団体の協力を得ながら、ライフステージに合わせた段階的、体系的な交通安全教育を実施して、県民の交通安全意識の醸成を図る活動を継続して推進する。 安全運転管理者に対して実施する法定講習について、受講者のニーズに応じた講習の実施により全管理者の受講を目指すとともに、使用教材の見直しにより講習内容を充実させ、管理者の管理能力及び指導能力の向上を図ることにより、安全運転管理者選任事業所における交通事故の更なる抑止に取り組む。	改善
	○	2	交通安全対策推進費 S46- 交通・地域安全課	―	―	令和８年度から令和12年度の交通安全に関する総合的な指針となる「第12次長崎県交通安全計画」に基づき、令和８年度の長崎県交通安全実施計画を策定し、市町、警察、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、陸上交通の総合的な交通安全対策を推進する。また、県内の小学校・中学校・高等学校等の児童・生徒から、交通安全図画を募集して交通安全意識の啓発を図る。 交通安全対策基本法で交通安全実施計画の策定が義務付けられており、長崎県の交通安全対策を推進していく上で必要な事業であり、県内の交通情勢を踏まえ、効果的な交通安全対策を強力に推進する必要があるため、本事業を継続していく。	現状維持
		3	交通安全運動推進費 S51- 交通・地域安全課	―	―	交通事故を抑止するためには、県民一人一人の交通安全に対する高い意識が不可欠であり、県民の意識高揚を図るためには、各季の交通安全運動等（夏の交通安全週間を含む。）を推進していく必要があることから、本事業を継続していく。 また、交通死亡事故が多発したときには、緊急の対策を講じて交通死亡事故の鎮静化を図る必要があることから、迅速な広報活動、その他の対策を講ずるため、本事業を継続していく。	現状維持
		4	交通安全指導員等育成費 S48- 交通・地域安全課	―	―	交通安全指導員は、児童等への交通安全教育、交通安全の広報活動、街頭指導など児童等を中心とした歩行者の交通安全確保・交通安全指導の中核的存在であり、その活動が児童等の交通事故被害防止に大きく寄与していることから、本事業を継続していく。その一方で、高齢者の交通事故抑止が大きな課題であるため、高齢者の交通事故抑止に向けた活動を幅広く展開して行く必要がある。 市町交通指導員は、各地域の交通安全維持に必要不可欠な存在であり、その活動が県下の交通秩序維持に大きく貢献していることから、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に規定されたとおり、県の責務として交通指導員への指導教育を行って交通指導員の資質向上を図るためにも本事業を継続していく。	現状維持
		5	交通安全母の会育成費 S53- 交通・地域安全課	―	―	交通安全母の会は、児童・生徒の交通安全確保のため地域に根ざした交通安全活動を実践している団体であり、県民の交通安全意識の向上に寄与している。 また、長崎県交通安全母の会連合会は、県下の交通安全母の会を取りまとめ、交通安全の事業を積極的に展開し、児童・生徒を対象とする事業のみならず、高齢者の交通事故防止活動も行うなど、交通事故抑止に大きく貢献していることから、本事業を継続していく。	現状維持

取組項目i		6	高齢者交通安全教育事業費 R6-8 交通・地域安全課	令和８年度においても、実際に実施する中で効果・効率を検討しながら、実施回数、内容、実施対象の確保方法等の見直しを行い、より効果的な参加体験型講習会を実施することとしている。	②⑤	令和７年中の交通事故死者数に占める高齢者の割合は７割超と高率であるなど、高齢者に係る事故防止対策は県の重要な課題であることから、令和８年度も引き続き高齢者を交通事故の加害者や被害者にしないための対策として、県、警察、市町の連携によるシミュレーター機材を活用した高齢者対象の参加体験型講習会を中心とした事業を実施する。 令和８年度においても変化する交通情勢に対応した交通安全教育を行うとともに、実際に実施する中で効果・効率を検討しながら、実施回数、内容、実施対象の確保方法の見直しを行い、より効果的な参加体験型講習会を実施する。	改善
取組項目ii	○	7	交通秩序の維持事業 ― 交通指導課	交通事故発生状況を分析・検証した上で、交通事故の実態に即した交通指導取締り計画の見直しや取締り手法の変更を適宜行いながら、交通事故の抑止に資する交通指導取締りを推進する。また、Ｒ８年度は発生原因で多くを占めている横断歩行者妨害等違反や交差点関連違反の取締りに重点を置き、四季の交通安全運動時等において、同違反等の取締りを県下的に強化する。	②	重大事故の原因となりやすい横断歩行者妨害等をはじめとする交差点関連違反及び悪質・危険性の高い飲酒・無免許運転違反の交通指導取締りに重点を置くこととする。 また、飲酒運転のＲ７年中の検挙件数は前年比－３件とほぼ横ばいではあるが、ひき逃げ等重大事案に発展するおそれが懸念されることから、違反場所・時間帯等の分析に基づく効果的な検挙活動と街頭活動強化による未然防止活動の両面から交通事故の抑止を図る。	改善
取組項目iii	○	8	交通安全施設整備事業 ― 交通規制課	令和７年度から実施しているLED信号灯火器の更新費用の補助金事業化に向けた要望を継続して実施したほか、持続可能な交通安全施設の整備及び更新に向けた道路交通環境の変化に応じた交通安全施設の長寿命化や交通規制の廃止に係る検討を行った。	②⑨	令和９年度に向けては、LED信号灯火器の更新費用の補助金事業化に向けた要望継続するとともに、持続可能な交通安全施設の整備及び更新のために、維持管理費用の削減、真に必要な交通安全施設の維持管理費用の確保を行うほか、標示の保守管理委託事業の検討を行う。 また、継続して利用頻度が高い地域や場所におけるバリアフリー対応型の交通安全施設の整備及び生活道路対策を推進する。	改善
		9	交通安全確保業務 H15- 道路維持課	―	―	会計年度任用職員による交通安全対策及び不法占有防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。道路交通の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、本事業を継続していく。	現状維持
取組項目iv	○	10	運転免許行政の推進 ― 運転免許管理課	道路交通法改正への対応及び交通事故の情勢に応じた各種講習内容の見直しを適切に推進するとともに、高齢者講習等を円滑に行うために高齢者講習等直接実施事業の更なる充実を図る。	②	高齢者講習等を適正に実施するために、高齢者講習等直接実施事業の充実を図るほか、道路交通法改正等を踏まえた各種講習時の安全教育、広報等を推進するとともに、運転に不安を感じている方や一定の病気等に罹患しているおそれのある方に対しては、時宜を捉えた安全運転相談を実施する。	改善

注：「２．令和７年度取組実績」に記載している事業のうち、令和７年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、 事業の選択と集中ができているか。
② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案（制度改正要望）する必要はないか。
⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
⑩ その他の視点